

「定款」 パブリックコメントのご意見と協会の考え方

No.	ご意見等	協会の考え方
(定義) 第2条の2 (1)		
1	金商法施行令第16条の4第2項第1号ロ及びハにも金商法第2条第24項第2号の金融商品・金融指標のデリバティブ取引も含まれることから、イのみならずロ及びハに規定する取引から電子決済手段を除外する必要があると思います。	ご指摘を踏まえ、ロ及びハに規定する取引からも電子決済手段を除外するよう、規定を修正いたします。
(定義) 第2条の2 (4)		
2	金商法施行令第16条の4第2項第1号ロ及びハにも金商法第2条第24項第2号の金融商品・金融指標のデリバティブ取引も含まれることから、イのみならずロ及びハに規定する取引から電子決済手段を除外する必要があると思います。	ご指摘を踏まえ、ロ及びハに規定する取引からも電子決済手段を除外するよう、規定を修正いたします。